

○ 財務省告示第 318 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 11 月 22 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 24 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	1,000,000,000 円	101.50 円
〃	〃	500,000,000 円	101.60 円
〃	第 21 回	4,700,000,000 円	103.35 円
〃	第 22 回	10,000,000,000 円	104.96 円
〃	〃	300,000,000 円	105.00 円
〃	〃	10,000,000,000 円	105.02 円
〃	〃	10,000,000,000 円	105.04 円
〃	〃	2,000,000,000 円	105.05 円
〃	第 23 回	2,900,000,000 円	103.84 円
〃	第 24 回	8,800,000,000 円	104.19 円
合計		50,200,000,000 円	